

平成 19 年 9 月 26 日

各 位

上場会社名 株式会社フルスピード  
(コード番号: 2159 東証マザーズ)  
本社所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目9番5号  
代 表 者 代表取締役 芳賀麻奈穂  
問 合 せ 先 常務取締役 奥窪二郎  
電 話 番 号 03-5728-4460 (代表)  
(URL <http://www.fullspeed.co.jp/>)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 9 月 26 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 10 月 30 日開催予定の第 7 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

東証マザーズ上場に伴い、株式の取扱い及び配当並びに監査役に関する事項を追加及び修正し、会計監査人に関する事項を追加するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。	(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、 <u>電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</u>
(中略)	(中略)
(株券の発行) 第 9 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(株券の発行) <u>第 7 条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。

<p>(新設)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 7 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(招集)</p> <p>第 1 0 条 当社の定時株主総会は、毎年 1 0 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>	<p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p><u>第 8 条 取締役会の決議により、市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 9 条 当社は、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第 1 0 条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続並びに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(招集)</p> <p><u>第 1 1 条 当社の定時株主総会は、毎年 1 0 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p>
--	--

<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第12条</u> 当社は、毎年7月31日の最終株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主において権利を行使することができる株主とする。</p> <p><u>2</u> 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする<u>ことができる。</u></p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第14条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p>	<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、<u>インターネット</u>を利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権</p>

<p>の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の</p>	<p>の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の</p>
---	--

<p>必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第21条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の</u></p>
--	--

<p>(監査役の員数)</p> <p>第25条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第27条 当社は、法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</p> <p>2 補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p><u>賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(削除)</p>
---	--

<p>3 第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p><u>第31条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第32条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第33条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第35条</u> 監査役会における議事の経過の</p>
--	---



<p>(新設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第31条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>要領およびその結果ならびにその他法令に定めのある事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第36条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第37条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第38条</u> 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p><u>2</u> 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p><u>第39条</u> 当社は、会計監査人を置く。</p>
---	---

<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の選任)</u> 第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の任期)</u> 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u> 第42条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>(事業年度) 第33条 当社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年とする。</p>	<p>(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年とする。</p>
<p>(剰余金の配当) 第34条 当社の期末剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(中間配当) 第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>  <u>第44条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u>  <u>第45条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。  <u>2</u> 当社の中間配当の基準日は、毎年1月31日とする。  <u>3</u> 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)  <u>第36条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。  <u>2</u> 剰余金の配当金には利息は付さない。</p>	<p>(配当金の除斥期間)  <u>第46条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。  <u>2</u> 剰余金の配当金には利息は付さない。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日  
定款変更の効力発生日

平成19年10月30日  
平成19年10月30日

以上